

報告第 2 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 5 月 3 0 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和4年3月24日に議決を経た境港市民交流センター（仮称）新築工事（建築）に係る「工事請負契約の変更について」（令和4年議案第29号）の一部を変更することについて次のとおり専決処分する。

令和4年4月8日 専決

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

契約金額「2,983,382,600円」を「2,982,354,100円」に変更する。

(参 考)

工事請負契約の変更理由

工事請負契約金額1,028,500円の減額は、下記の理由による。

記

- ・PCR検査の検査費変更（減額）
- ・交通誘導員の人件費変更（減額）
- ・発電機室ピット蓋の追加（増額）
- ・市民図書館排水管遮音シート敷設（増額） 等

(参 考)



議案第 1 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月4日 提出

境港市長 中村 勝治

記

- 1 工 事 名 境港市民交流センター（仮称）新築工事（建築）
- 2 工 事 場 所 境港市上道町3000番地
- 3 契約の相手方 境港市民交流センター（仮称）新築工事（建築）
松本組・平田組・八幡コーポレーション
特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市竹内団地67番地
株式会社松本組境港支店
支店長 梅林 洋一
- 4 契約金額 2,940,190,000円
- 5 契約締結の方法 公募型指名競争入札

令和2年 2月 4日 総務民教委員会 付 託

鳥取県境港市議会議長 柗 康弘

令和2年 2月 4日 原案可決

鳥取県境港市議会議長 柗 康弘

(参 考)

議案第29号



工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和4年3月17日 提出

境港市長 伊達憲太郎

記

令和2年2月4日に議決を経た境港市民交流センター（仮称）新築工事（建築）に係る「工事請負契約の締結について」（令和2年議案第1号）の一部を次のように変更する。

契約金額「2,940,190,000円」を「2,983,382,600円」に変更する。

令和4年 3月17日 総務民教委員会 付託

鳥取県境港市議会議長 荒井秀行

令和4年 3月24日 原案可決

鳥取県境港市議会議長 荒井秀行

(参 考)

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項の指定について（抜粋）

昭和45年12月22日議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決することができる事項は、次のとおりとする。

1 （省 略）

2 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について工事又は製造の一部の設計変更で契約金額の増額又は減額が当該請負金額の10分の1を超えず、かつ、1,000万円以下である変更契約を締結すること。

（以下省略）

報告第 3 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 4 年 5 月 3 0 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和4年3月24日に議決を経た境港市民交流センター（仮称）新築工事（電気）に係る「工事請負契約の変更について」（令和4年議案第31号）の一部を変更することについて次のとおり専決処分する。

令和4年4月8日 専決

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

契約金額「581,927,500円」を「582,897,700円」に変更する。

(参 考)

工事請負契約の変更理由

工事請負契約金額970,200円の増額は、下記の理由による。

記

- ・空調設備の状態監視用計測装置に電源供給設備を追加（増額）
- ・スポット照明用ダクト追加及び電力量計測装置追加（増額）

(参 考)
議案第10号



工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月26日 提出

境港市長 中村勝治

記

- 1 工 事 名 境港市民交流センター（仮称）新築工事（電気）
- 2 工 事 場 所 境港市上道町3000番地
- 3 契約の相手方 境港市民交流センター（仮称）新築工事（電気）
岡田電工・中電工・斉木電気設備
特定建設工事共同企業体
代表者 鳥取県境港市上道町3306番地
岡田電工株式会社境港営業所
所長 遠藤 潤
- 4 契約金額 550,000,000円
- 5 契約締結の方法 公募型指名競争入札

令和2年 2月26日 総務民教委員会 付 託

鳥取県境港市議会議長 森岡俊夫

令和2年 2月26日 原案可決

鳥取県境港市議会議長 森岡俊夫

(参 考)

議案第 3 1 号



工事請負契約の変更について

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和 4 年 3 月 1 7 日 提出

境港市長 伊 達 憲 太 郎

記

令和 2 年 2 月 2 6 日に議決を経た境港市民交流センター（仮称）新築工事（電気）に係る「工事請負契約の締結について」（令和 2 年議案第 1 0 号）の一部を次のように変更する。

契約金額「5 5 0, 0 0 0, 0 0 0 円」を「5 8 1, 9 2 7, 5 0 0 円」に変更する。

令和 4 年 3 月 1 7 日 総務民教委員会 付 託

鳥取県境港市議会議長 荒井秀行

令和 4 年 3 月 2 4 日 原案可決

鳥取県境港市議会議長 荒井秀行